

自然災害等（豪雨、暴風雨、暴風雪、荒天、地震）の対応について

1 本校の判断、または道教委の指示による対応

- 帯広市に「気象に関する特別警報」が発令された場合
- 本校の所在地に「避難指示」「避難勧告」が発表された場合
- 大規模地震、暴風雨・暴風雪等により本校周辺に交通障害が発生し登校が困難と考えられる場合



- 「臨時休業」とし、ホームページに掲載し、帯養メールでの配信や電話により連絡します。
- 在校時は授業を打ち切り、下校時刻の繰り上げや一時避難保護とし、ホームページに掲載し、帯養メールでの配信や電話により連絡します。

- 帯広市に「気象に関する警報」が発令された場合



- 状況を総合的に捉え、校長が臨時休業又は授業の打ち切り、下校時刻の繰り上げを決めた時に、ホームページに掲載し、帯養メールでの配信や電話により連絡します。

2 保護者の判断による対応

- 居住地または経路地に「避難勧告・避難指示」「特別警報」が出ている場合
- 通学経路に暴風雨・暴風雪等による交通障害が発生し、安全に通学ができない場合



- 保護者等は学校へ連絡の上、天候状況や交通障害等の状況が回復するまで自宅待機をしてください。

※「避難勧告・避難指示」「特別警報」による自宅待機は欠席や遅刻となりません。

3 登校途中又は登校後の対応

- 登校・下校途中で特別警報又は気象警報が発令され、臨時休業とした場合



- スクールバスは通常運行を止め、乗車している児童生徒の安全を確保し、安全な場所での待機及び安全な場所へ避難をします。
保護者に学校から連絡し、待機・避難場所までの迎えを頼みます。
保護者の迎えが難しい場合は学校に戻り、待機します。
- 保護者等に引率されている場合は、保護者に連絡し、速やかに帰宅又は近くの安全な場所に避難してください。

4 寄宿生の対応

●自宅を出る前に、帯広市、居住地、経由地のいずれかに特別警報又気象警報が発令された場合



●帰舎を見合わせ、寄宿舍へ連絡し自宅待機してください。

●帰舎途中で特別警報又気象警報が発令された場合、又は発令を知らずに自宅を出た場合



●発令を知った時点で、自宅に戻り、寄宿舍に連絡し、自宅待機してください。

●午前 10 時までに特別警報又気象警報が解除になった場合は保護者が安全を確認し、帰舎が可能であると確認した場合



●寄宿舍に連絡のうえ帰舎ください。

●午後 10 時の時点で特別警報又は気象警報が引き続き発令中の場合



●帰省を見合わせ、終日自宅待機してください。

●帰省日に特別警報又は気象警報が発令された場合



●寄宿舍から保護者に連絡を行い、特別警報の際には寄宿舍もしくは安全が確保できる場所で待機します。気象警報の時は、寄宿舍への迎えを依頼します。